

初回産科受診料を助成します。

伊佐市では、低所得の妊婦の経済負担の軽減を図るとともに、必要な支援につなげることを目的として、初回の産科受診料（妊娠判定のための受診）を助成します。

対象者

申請日及び受診日時点で伊佐市に住民票があり、以下の要件全てに該当する方、また同意できる方

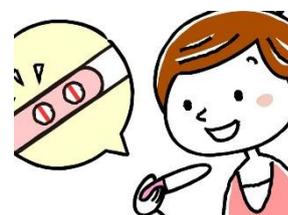
○住民税非課税世帯に属する方。

※5月31日までに受理した場合は、前々年所得、6月1日以降に申請した場合は前年所得で判定

○所得判定のため、世帯の課税状況について確認することに同意できる方。

○受診医療機関と伊佐市が、必要に応じて、支援に必要な情報（社会的環境や身体的状況等に関して必要な範囲内）を共有することに同意できる方。

※出産を迷っている方も申請いただけます。



助成額

妊娠判定に要する診察費用

助成上限額 10,000 円。（妊娠判定に要する診察費用と上限額を比較して、低い金額が助成額となります。）

助成方法

受診費用を一旦お支払いいただき、後日、申請をしていただくことで規定の額が払い戻されます。

受診された日から3カ月以内に申請してください。

申請・請求に必要なもの

○初回産科受診料交付申請書兼請求書

○領収書及び明細書の原本（医療機関発行のもの。コピー不可）

○妊娠を確認できる資料

○身分証明書（マイナンバーカード、免許証等）

○振込口座が確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）

○1月1日時点で伊佐市以外に住民登録があった方は、課税状況が確認できる証明書が必要です。

～申請・問い合わせ先～

伊佐市役所こども課(伊佐市こども家庭センター) ☎0995-23-1316